

監 査 報 告 書

学校法人 高澤学園
理事会 御中

令和5年5月27日

学校法人 高澤学園

監 事

滝波重人 

監 事

大貫雄一郎 

私たちは、学校法人高澤学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて、同学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表並びに付属明細表）を含め、学校法人の業務並びに財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。監査の結果、私たちは上記の計算書類は、学校法人会計基準（文部科学省令第18号）に準拠しており、学校法人高澤学園の令和5年3月31日現在の財務状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。

また、理事の業務執行状況に関する不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反すると思われる事項がありましたので、監事意見書及び監査報告書を理事会に提出し、今後の問題を無くすため改善の請求をいたしました。それを受けて理事会の早期及び中期の改善策が提出され、確認いたしました。

監 査 報 告 書

学校法人 高澤学園
評議員会 御中

令和5年5月27日

学校法人 高澤学園

監 事

滝波重人 

監 事

大貫雄二郎 

私たちは、学校法人高澤学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて、同学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表並びに付属明細表）を含め、学校法人の業務並びに財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。監査の結果、私たちは上記の計算書類は、学校法人会計基準（文部科学省令第18号）に準拠しており、学校法人高澤学園の令和5年3月31日現在の財務状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。

また、理事の業務執行状況に関する不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反すると思われる事項がありましたので、監事意見書及び監査報告書を理事会に提出し、今後の問題を無くすため改善の請求をいたしました。それを受けて理事会の早期及び中期の改善策が提出され、確認いたしました。